

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	1
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○令和3年度准看護師試験の実施（医療政策課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉指導課）	1
○保安林の解除予定の通知（治山林道課）	2
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	2
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改正（港湾・海岸課）	2
◎告示（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部改正（会計管理課）	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（10・12揭示）	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃）	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（〃）	3
○政治団体の設立の届出	3
○政治団体の届出事項の異動の届出	4
正 誤	
◎正誤（令3・8・24付け 告示）	5
----- 規 則 -----	
高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年10月22日	
高知県知事 濱田 省司	

高知県規則第60号
高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第7条第1項第2号から第5号まで」を「第7条第1項第2号から第6号まで」に改める。

第4条第2項第3号中「、スポーツ課」を削り、同項第4号中「文化振興課」を「文化振興課、スポーツ課」に改める。

第7条第1項第2号中「「こうちふるさと寄附金」を「「こうちふるさと寄附金」（次号に掲げるものを含む。）」に改め、同項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3） スポーツ課の所掌に係る「こうちふるさと寄附金」の収納に関する事務 スポーツ課の出納員

第8条第1項中「前条第1項第7号及び第8号」を「前条第1項第8号及び第9号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第903号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、令和3年度准看護師試験を次のとおり行う。

令和3年10月22日
高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時及び場所
 - （1） 日時
令和4年2月15日（火）午後1時30分から
 - （2） 場所
高知市丸ノ内二丁目1-10 高知県教育会館高知城ホール
高知市追手筋二丁目1-1 オーテピア高知図書館
- 2 受験願書の提出期間
令和3年12月3日（金）から同月10日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。
なお、郵送による場合は、令和3年12月10日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 3 受験願書及び添付書類
受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康政策部医療政策課に直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - （1） 受験願書（県所定の様式によること。）
 - （2） 履歴書（県所定の様式によること。）
 - （3） 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には、撮影年月日及び氏名を記載すること。）

- （4） 修業（見込み）証明書又は卒業（見込み）証明書
修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、令和4年3月7日（月）までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。
- （5） 試験手数料 6,900円（受験願書に高知県収入証紙を貼り付けること。）

- 4 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
- （1） 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者
 - （2） 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
 - （3） 法第21条第1号から第3号まで又は第5号の規定に該当する者
 - （4） 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第5号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当であると認められたもの

- 5 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

- 6 合格発表
令和4年3月15日（火）午前9時に、合格者の受験番号を高知県庁1階玄関ロビー掲示板に掲示する。
また、高知県健康政策部医療政策課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

- 7 その他
視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和3年11月12日（金）までに高知県健康政策部医療政策課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

高知県告示第904号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。
令和3年10月22日

高知県知事 濱田 省司
医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日

みくも薬局 四万十市具同3223-1 令3・8・19
 医療法人島津会 四万十市右山天神町10-12 令3・10・1
 幡多病院

高知県告示第905号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐清水市下ノ加江字ムクロジ山3336の10から3336の12まで、3336の14から3336の17まで
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第906号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和3年10月22日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐市高岡町字北白石	丙375番1 丙375番4	6.00	122.19	

高知県告示第907号

昭和40年10月高知県告示第516号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年10月22日

高知県知事 濱田 省司

- 8を次のように改める。
- 土佐湾沿岸小室漁港海岸の海岸保全区域
 - 海岸の名称
土佐湾沿岸小室漁港海岸
 - 指定の場所
高岡郡四万十町興津
 - 指定の区域
ア 基準点
(ア) 高岡郡四万十町興津字湾ノ内2188-1番地先に設けた点（基準紙）を基準点1とする。
(イ) 基準点1から方位角166度55分47秒106.449メートルの点（基準紙）を基準点2とする。

(ウ) 基準点2から方位角181度28分11秒112.294メートルの点（基準紙）を基準点3とする。

イ 補助点

- 基A1 基準点3から方位角225度35分01秒28.743メートルの点
- 基A2 基準点3から方位角268度03分12秒4.946メートルの点
- 基A3 基準点3から方位角292度52分58秒4.290メートルの点
- 基A4 基準点3から方位角355度05分55秒19.721メートルの点
- 基A5 基準点3から方位角2度03分40秒49.297メートルの点
- 基A6 基準点3から方位角2度19分43秒55.748メートルの点
- 基A7 基準点2から方位角180度21分46秒48.180メートルの点
- 基A8 基準点2から方位角180度27分58秒40.805メートルの点
- 基A9 基準点2から方位角181度29分58秒31.373メートルの点
- 基A10 基準点2から方位角184度47分36秒18.525メートルの点
- 基A11 基準点2から方位角211度29分08秒4.802メートルの点
- 基A12 基準点2から方位角328度05分41秒6.429メートルの点
- 基A13 基準点2から方位角338度06分43秒11.534メートルの点
- 基A14 基準点2から方位角343度13分57秒32.071メートルの点
- 基A15 基準点2から方位角344度25分18秒57.270メートルの点
- 基A16 基準点1から方位角184度28分12秒10.560メートルの点
- 基A17 基準点1から方位角204度30分11秒5.046メートルの点
- 基A18 基準点1から方位角250度18分17秒2.703メートルの点
- 基A19 基準点1から方位角299度27分28秒3.093メートルの点
- 基A20 基準点1から方位角323度17分25秒4.649メートルの点
- 基A21 基準点1から方位角335度42分17秒6.606メートルの点

- 基A22 基準点1から方位角343度06分49秒8.531メートルの点
- 基A23 基準点1から方位角358度12分50秒15.529メートルの点
- 基A24 基準点1から方位角13度44分26秒14.470メートルの点
- 基A25 基準点1から方位角15度22分53秒6.726メートルの点
- 基A26 基準点1から方位角22度39分46秒4.311メートルの点
- 基A27 基準点1から方位角104度58分02秒1.955メートルの点
- 基A28 基準点1から方位角149度10分19秒4.488メートルの点
- 基A29 基準点1から方位角159度45分16秒10.149メートルの点
- 基A30 基準点2から方位角348度52分22秒57.325メートルの点
- 基A31 基準点2から方位角351度38分57秒29.621メートルの点
- 基A32 基準点2から方位角358度11分27秒16.535メートルの点
- 基A33 基準点2から方位角2度55分58秒11.727メートルの点
- 基A34 基準点2から方位角14度19分45秒6.311メートルの点
- 基A35 基準点2から方位角146度10分53秒4.449メートルの点
- 基A36 基準点2から方位角169度15分38秒18.477メートルの点
- 基A37 基準点2から方位角172度21分27秒31.371メートルの点
- 基A38 基準点2から方位角173度27分17秒40.960メートルの点
- 基A39 基準点3から方位角7度27分50秒55.843メートルの点
- 基A40 基準点3から方位角7度52分43秒49.250メートルの点
- 基A41 基準点3から方位角8度17分14秒37.368メートルの点
- 基A42 基準点3から方位角8度55分01秒26.741メートルの点
- 基A43 基準点3から方位角9度08分05秒10.608メートルの点
- 基A44 基準点3から方位角90度20分43秒0.498メートルの点

ルの点
 基A45 基準点3から方位角197度13分48秒1.820メートルの点
 基A46 基準点3から方位角216度36分38秒28.492メートルの点
 ウ 区域
 基A1から基A46まで及び基A1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第908号

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正する。
 令和3年10月22日

高知県知事 濱田 省司

別表第1中「「こうちふるさと寄附金」を「「こうちふるさと寄附金」（クラウドファンディング型であるものを含む。）」に、「スポーツ課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付」を「スポーツ課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びにスポーツ課の所掌に係るクラウドファンディング型である「こうちふるさと寄附金」の収納」に改める。

別表第2中

政策企画課 の出納員	「こうちふるさと寄附金」の 収納に関する事務	政策企画課 の現金取扱 員
---------------	---------------------------	---------------------

を

政策企画課 の出納員	「こうちふるさと寄附金」 （クラウドファンディング型 であるものを含む。）の収納 に関する事務	政策企画課 の現金取扱 員
---------------	--	---------------------

に、

文化振興課 の出納員	文化振興課の所掌に係る歳入 金の収納に関する事務	文化振興課 の現金取扱 員
		税務課の徴 収職員等

を

文化振興課 の出納員	文化振興課の所掌に係る歳入 金の収納に関する事務	文化振興課 の現金取扱 員
スポーツ課 の出納員	スポーツ課の所掌に係るクラ ウドファンディング型である 「こうちふるさと寄附金」の 収納に関する事務	スポーツ課 の現金取扱 員

に、

東京事務所 の出納員	「こうちふるさと寄附金」の 収納に関する事務	東京事務所 の現金取扱 員
---------------	---------------------------	---------------------

を

東京事務所 の出納員	「こうちふるさと寄附金」 （クラウドファンディング型 であるものを含む。以下同 じ。）の収納に関する事務	東京事務所 の現金取扱 員
---------------	---	---------------------

に改める。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づき高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づき監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,984人である。

令和3年10月12日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づき高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づき高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づき高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づき高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者

の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、166,531人である。

令和3年10月12日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年10月12日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	91,704人
室戸市・東洋町選挙区	4,493人
安芸市・芸西村選挙区	5,946人
南国市選挙区	13,115人
土佐市選挙区	7,578人
須崎市選挙区	5,948人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,585人
土佐清水市選挙区	3,853人
四万十市選挙区	9,473人
香南市選挙区	9,274人
香美市選挙区	7,437人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,054人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,220人
吾川郡選挙区	7,992人
中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区	9,280人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,628人
黒潮町選挙区	3,156人

高知県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月22日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
無所属の会	桑鶴 太朗	桑鶴 幸子	高岡郡佐川町 東組1343番地 20	令3 ・9 ・1

宇賀裕生後援会	青木 秀成	江渕 林之	土佐市市野々30-1	令3 ・9 ・2
---------	-------	-------	------------	----------------

高知県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月22日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 （代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	海治甲太郎と市政を考える会 （海治 甲太郎）	異動なし	異動なし	異動なし	令3 ・9 ・10
新	うみじ甲太郎後援会 （海治 甲太郎）				
旧	田中とおる後援会 （林 正和）	岩松 永治	異動なし	異動なし	令3 ・9 ・13
新		林 正和			
旧	桑鶴太郎後援会 （桑鶴 太朗）	異動なし	異動なし	高岡郡佐川町丙3630番地	令3 ・9 ・17
新				高岡郡佐川町東組1343番地20	

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令3・8・24	10364	◎告示	1	右 (20)	<u>(6)</u> 基準点5から方位角265度03分02秒74.213メートルの点	<u>(5)</u> 基準点5から方位角265度03分02秒74.213メートルの点